

## (付) 令和2年国勢調査結果(確報)による神戸市の修正推計人口

毎月推計人口は、5年ごとの国勢調査の間を補うため、前回国勢調査人口に住民基本台帳法に基づく届出数を加減し算出している。

しかし、国勢調査の人口には、住民基本台帳等に登録されていなくても調査時期に当該地域に常住している者が含まれ、一方で、住民基本台帳等に登録されていても当該地域に常住していない者はこれに含まれない。このような定義の相違や届出の遅れなどから、5年間で推計人口と国勢調査結果の間には差が生じることになる。

従来の方どおり、5年間で生じた差を既公表推計人口に分散させる方法により、遡及推計人口とする。ただし、出生、死亡、転入、転出などの人口動態については修正を行わない。

### 【人口遡及修正要領】

#### 1 遡及修正の対象項目

全市及び各区の総人口、男女別人口及び世帯数について、全てを各月毎に遡及修正する。

#### 2 対象期間

平成27年11月1日～令和2年9月1日の各月1日現在

#### 3 修正方法

(1) 各区の男女別人口と世帯数を次の方法により求める。

平成27年10月1日の国勢調査結果に基づく推計人口と、令和2年10月1日実施の国勢調査結果(確報)【A】を用いて以下のように行う。

$$\begin{aligned} \text{修正推計人口} &= \text{各月の推計人口} \\ &+ \left( \text{【A】} - \text{令和2年10月1日の推計人口} \right) \div 60 \text{ (月数)} \\ &\times \text{平成27年11月からの累計月数} \end{aligned}$$

※各区、本区および支所(または出張所)の男女別修正推計人口の小数点以下については、四捨五入を行う。ただし、本区と支所(または出張所)の修正推計人口は、その合計が区の総数と一致しない場合、小数点以下の大小に基づく端数処理により区の総数を一致させている。

(2) 全市及び各区の総人口、男女別人口及び世帯数については、(1)で推計した各区の男女別人口の計で求める。